

## I 農泊推進地域の実施体制の課題（自立化・持続化）とインバウンド受入拡大に向けた取組の現状と課題、今後必要な取組について

### (1) 500地域の体制強化・自立化のための手法

- **農泊の目標：農山漁村地域において、農泊が自立的なビジネスとして継続されること**  
自立的なビジネスとは、
  - ① 農泊地域が自らの収益によって農泊事業を継続していくこと
  - ② 数字に基づく経営管理を行う＝農泊事業に関する定量的な事業計画を策定しPDCAサイクルを回す

ただし、現状では、①数字に基づく経営管理がどこまでできているか不明瞭、②各地域が個別での取組に留まっており、事業戦略に発展性がない、③体制面では、地域協議会と中核法人との役割分担が曖昧

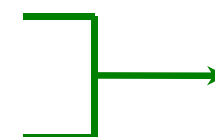
農泊を自立的なビジネスとして継続していくためには、

- (1) 各地域の法人の経営能力の強化
- (2) 農泊をビジネスとして実施する際のノウハウの共有
- (3) 地域ごとに地域協議会と中核法人の役割分担、責任を明確化が必要ではないか？

### (2) インバウンドの受入拡大のために必要な取組 【資料5】

## II 2020年以降の農泊の展開方向について

- (1) 農泊を全国に拡大していくための方策
- (2) 農村の持つ地域資源の魅力を活かし、農泊を通じた地域活性化の手法



どのように展開していくべきか？

委員からの主な御意見 (第1回会議)

配布資料

1. 実施体制の強化

- ・収益化することで社会にとって必要な会社になっていく。経営には色々な指標を定量化したうえで事業計画をつくり、その達成状況に応じてPDCAを回す仕組みづくりが大切 (上山委員)
- ・収益を上げるうえで必要なのは月次単位でのデータ管理。月次サイクルを創り上げるためには、参画事業者の売上等のデータ提供が必要 (篠崎委員)
- ・地域在住の外国人の活用が効果的 (矢ヶ崎委員)

資料4

2. インバウンド対応

- ・個人旅行やインバウンドについてはインターネットを活用した予約が必要 (上山委員)
- ・コンテンツづくりや受入体制の整備などの商品づくりから始めているところが非常に良い。この姿勢を継続することが重要 (アワツツ委員提出意見)

資料5

3. プロモーション・情報発信

- ・最低でも県単位や地域単位といった集合体でのプロモーションが必要 (伊東委員)
- ・無関心層に情報を与えると関心層に変わる。相手がどのような情報に反応しているかを把握することが大切 (篠崎委員)
- ・JNTOと連携して情報発信、多言語化を行うべき (アワツツ委員提出意見)

資料6

4. 宿泊の質の向上と量の拡大

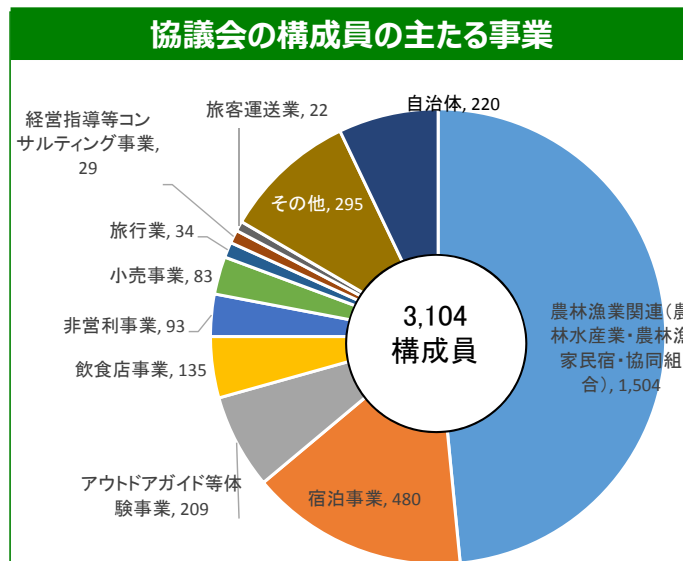
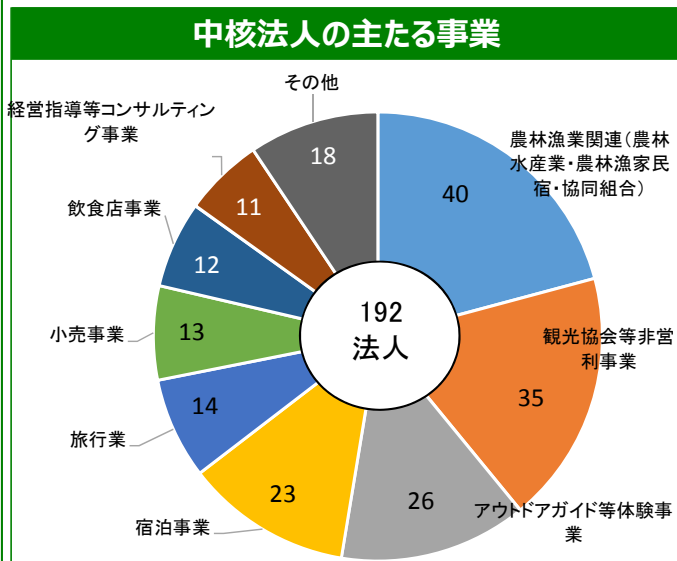
- ・地域の経済を考えると宿泊することに意義があるため、宿泊について推進していくことが重要 (上山委員)
- ・宿泊施設を育成する視点、宿泊事業者が宿泊業に専念できる仕組みやネットワークづくりが必要 (木村委員)
- ・経営の拡がりやインバウンド対応を考えると家主不在型の古民家等の活用が重要 (上山委員)

資料7

## 実施体制の強化

### ○中核法人の主な事業

### ○協議会の構成員の主な事業 (H29採択の205地域)



資料：支援地域へのアンケートにより農林水産省作成  
(第1回農泊推進のあり方検討会資料より抜粋)

### ○ 広域ネットワーク事業等を活用した人材育成等の支援(H30年度の実施)

- ・ 農泊支援地域全地域を対象に専門家（JTB総研）による経営セミナー、ワークショップを全国4会場（北海道、東京、大阪、福岡）で実施。全国123地域の支援地域が参加。
- ・ セミナー受講地域の中から15地域について現地での専門的なコンサルティングを実施。
- ・ ファームステイ協会との連携により、10地域に専門家を派遣。

### ○ 都道府県、農政局単位での支援体制の整備

- ・ 北海道では、札幌大谷大学と連携し、「農たび・森たび・浜たび北海道」との愛称によるブランド化、道内の農泊支援地域全地域を対象に研修会や情報発信を実施。
- ・ 九州農政局では、民間団体（ムラたび九州）と連携し、管内4県で宿泊型研修を実施。

## 取組の方向性

- ・ 多様な農泊の取組を体系化したうえで、①②のようなタイプ別のデータを蓄積
  - ① 運営体制別  
(中核法人主導、地域協議会等)
  - ② ターゲット別  
(インバウンド、教育旅行、FIT等)
- ・ データを分析し、それぞれのタイプで自立化に必要な対応を明確化

## 対応方針(案)

- ・ 支援地域のデータベースを詳細化
- ・ データベースから、農泊をタイプ別に分類
- ・ タイプ別の優良事例を整理・公表
- ・ 引き続き、経営セミナーを全国で実施し、経営能力の向上を支援。
- ・ 各農政局単位で全支援地域が加入するネットワークを構築、情報共有、研修等を実施。
- ・ 経営人材育成の強化

## インバウンド需要への対応

### 今後の方向性・取組

### (1) ストレスフリー環境（Wi-Fi、キャッシュレス決済、多言語対応、トイレ洋式化）の整備を促進。さらに各地域で導入施設を拡大

<現状>

- ・ 農泊地域の協議会構成員の宿泊施設におけるストレスフリー環境の整備状況

(H29採択の205地域中)

Wi-Fi	洋式トイレ	キャッシュレス決済	外国語案内表示
131/205	163/205	89/205	59/205

<具体的な取組内容>

- ・ 既支援地域に対し、ストレスフリー環境の整備に向けた追加支援  
(インバウンド対応の必須アイテムとして、Wi-Fi、キャッシュレス決済、多言語対応、トイレ洋式化について農泊推進対策も活用し、支援地域での導入を図る。)
- ・ 特に、多言語対応については、翻訳アプリ（VoiceTra）の周知及び導入を全支援地域に働きかけ。
- ・ インバウンド受入に不安を抱える地域が受入を行う方向に仕向けるため、入門ガイドの作成・研修等によりインバウンド受入地域を拡大。



Wi-Fi対応が可能な秋田県仙北市の農家民宿（西の家）や「Senboku City Wi-Fi」事業ロゴマーク



インバウンド受入用指さし会話集、体験プログラム情報等の多言語化（埼玉県秩父市）



VoiceTra

### (2) 訪日旅行者のニーズやフィードバックの把握を促進

- ・ 国がJNTOとの連携や、プロモーション事業で得られたデータ等を用い、訪日客ニーズ（体験プログラム、食事メニュー）を把握。メルマガ等により支援地域に提供。

(H31はラグビーWCによる地方部の旅行者増を見据えた情報の提供を含む)



ラグビーWC



農泊推進地域でのホームステイ（岩手県釜石市）

## プロモーション・情報発信の強化

### 今後の方向性・取組

#### (1) 海外向けプロモーション

##### ① JNTOの発信力を活かした連携を推進

<具体的な取組内容>

- ・ JNTOホームページの活用など、JNTOの発信力を活かした連携を推進
- ・ インバウンド取組を行う農泊地域には、PR商材の効果的な作成方法等を学ぶ研修会を実施
- ・ JNTO、JATAと連携し、農泊地域が出展し、農泊の魅力を発信するイベントを開催



香港向け現地サイト

##### ② デジタルマーケティング手法を本格導入し、消費者の興味・関心、消費動向等を把握し、PDCAサイクルによる効果的なプロモーションを実施

<具体的な取組内容>

- ・ 海外PRは、JNTOを通じて発信する事を前提に、国及び農泊地域が動画等のPR商材を作成



デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション

##### ③ 多言語でのネット予約を対象地域全地域で導入

<現状>

- ・ 農泊地域におけるWeb予約の可否別のインバウンド宿泊者数実績 (H29)

	地域数	インバウンド延べ宿泊者数(人)	1地域あたりのインバウンド延べ宿泊者数(人)
Web予約可	63/205	97,444	1,547
不可	142/205	44,574	314

#### (2) 国内向けプロモーション

- ・ 女子旅や家族向けなど、消費者ニーズに適合したタイプ別PR
- ・ ネット予約サイトへの登録等を支援



農泊ポータルサイト

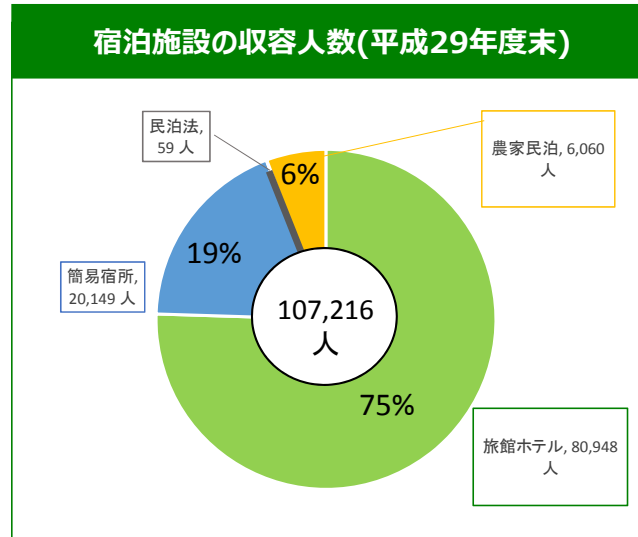
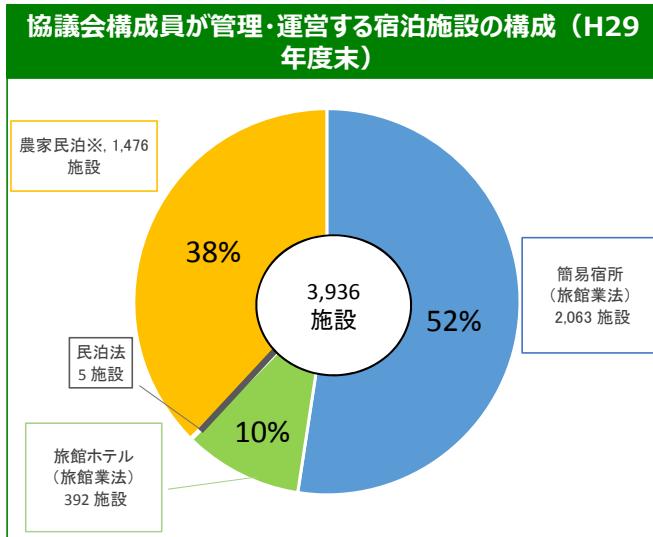
## 宿泊施設の質の向上と量の拡大

- 農山漁村滞在型旅行で宿泊したい施設  
(平成30年9月 「食と農林漁業に関する世論調査」より抜粋)

古民家・廃校などを改修した宿泊施設 ※1	一般のホテル・旅館 ※1、2を除く	農家・漁家民宿 ※2	一般の民宿・ペンション ※1、2を除く	キャンプ場
42.5%	39.2%	35.0%	29.2%	11.8%

- ・ 古民家・廃校などを改修した宿泊施設に泊まりたい割合が最多
- ・ 農家・漁家民宿や一般の民宿・ペンションよりも、一般のホテル・旅館を好む割合が高い
- 古民家や廃校の活用などにより多様な宿泊施設の整備・参画を進める必要

- 宿泊施設の構成及び宿泊施設の収容人数 (第1回あり方検討会資料より抜粋)



※農家民泊：  
旅館業法や民泊法に基づかず、宿泊料を徴収せず体験料で営業を行う施設

資料：支援地域へのアンケートにより農林水産省作成

## 取組の方向性

- ・ 宿泊施設の質と量の向上
- ・ 家主不在型を中心とした宿泊施設の多様化

### <現行支援策>

- ・ 宿泊施設等の新設・改修等への支援  
交付率：1 / 2  
事業実施主体：市町村、中核法人  
交付上限額：原則 2,500万円  
ただし、一定の条件を満たす場合 5,000万円

### <H31年度拡充事項>

- 市町村の所有する廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設で一定の要件を満たす場合：1億円

## 対応方針 (案)

- ・ 支援地域の宿泊施設整備のポテンシャルを把握し、既存旅館・ホテル等の参画を働きかけ
- ・ 家主不在型宿泊施設を中心とした農泊推進対策 (ハード対策) の活用の促進